

平成31年3月8日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に伴う学校給食費等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項及び特別支援学校給食法第2条の学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。

- (3) 保護者等 次に掲げる者をいう。

ア 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。）

イ 学校給食を受ける生徒であって成年に達したものの就学に要する経費を負担する者

- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって学校給食を受ける教職員その他のものをいう。

- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。

(学校給食費等の徴収等)

第3条 市長は、保護者等から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費の額、徴収方法及び納期限は、規則で定める。

(学校給食費の免除)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費を免除することができる。

(1) 保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者であって、同法第13条の教育扶助を受給していないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（遅延損害金）

第5条 市長は、保護者等又は教職員等が学校給食費又は教職員等給食費を納期限までに納付しないときは、これらに係る遅延損害金を請求するものとする。

2 前項の遅延損害金の算定方法は、規則で定める。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、保護者等に対する第1項の遅延損害金を免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。